



発行 新潟県  
**第 78 号**  
 令和6年10月8日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1099 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 1100 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 1101 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)
- 1102 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 1103 公共測量の実施通知(監理課)

公 告

- 家畜商講習会の開催(食品・流通課)
- 特定調達契約の契約者等(畜産課)
- 特定調達契約の契約者等(監理課)
- 公聴会の開催(都市政策課)

告 示

◎新潟県告示第1099号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定した。

令和6年10月8日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の種 類	指定年月日
こころのケア三条クリニック	三条市鶴田2-1-10	精神通院医療	令和6年10月1日
ゆきあかり調剤薬局	南魚沼市下一日市855番地	精神通院医療	令和6年10月1日
ひかり調剤薬局	長岡市栄町2-7-16	精神通院医療	令和6年10月1日
ウエルシア薬局五泉店	五泉市東本町2-6-5	精神通院医療	令和6年10月1日
東おおた薬局	燕市東太田7017-1	精神通院医療	令和6年10月1日

笹菊つかのめ薬局	三条市塚野目2-11-1	精神通院医療	令和6年10月1日
----------	--------------	--------	-----------

◎新潟県告示第1100号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和6年10月8日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
萌気園あやめ診療所	南魚沼市浦佐330-7	精神通院医療	令和6年10月1日
医療法人社団葵会 新潟聖籠病院	北蒲原郡聖籠町字大字蓮野5968-2	精神通院医療	令和6年10月1日
メイプル薬局五泉本町店	五泉市本町3-2-32	精神通院医療	令和6年10月1日
大手薬局栃尾店	長岡市仲子町8-27	精神通院医療	令和6年10月1日
アゲイシ薬局緑町店	新発田市緑町3-3-3	精神通院医療	令和6年10月1日
共創未来 新発田薬局	新発田市本町1-16-8	精神通院医療	令和6年10月1日
アイン薬局高田店	上越市とよば2番地	精神通院医療	令和6年10月1日
アイン薬局十日町店	十日町市稲荷町3-南1-18	精神通院医療	令和6年10月1日
げんき薬局	上越市東雲町1-6-10	精神通院医療	令和6年10月1日

◎新潟県告示第1101号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年10月8日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
こころのケア三条クリニック	三条市鶴田2-1-10	精神通院医療	令和6年10月1日
ひかり調剤薬局	長岡市栄町2-7-16	精神通院医療	令和6年9月30日
ウエルシア薬局五泉店	五泉市東本町2-82-1	精神通院医療	令和6年9月30日

## ◎新潟県告示第1102号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、上越市の頸城土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和6年10月8日

新潟県上越地域振興局長

## 1 就任

理事	上越市頸城区上増田300番地 1	辻 勉 (理事長)
〃	〃 頸城区北四ッ屋37番地	西條 裕之
〃	〃 頸城区市村998番地 1	村田 郁男
〃	〃 頸城区榎井557番地	草間 和幸
〃	〃 頸城区舟津413番地	太田 勝美
〃	〃 頸城区大谷内239番地	松本 祐一
〃	〃 頸城区東俣96番地	岡村 幸春
〃	〃 頸城区下三分一120番地 3	福島 浩二
〃	〃 頸城区仁野分905番地 1	小山 幸雄
〃	〃 頸城区石神600番地	内藤 峰雄
〃	〃 頸城区大蒲生田254番地	金澤 廣一
監事	〃 頸城区下三分一157番地	大島 勝美
〃	〃 頸城区手島3658番地	布施 良之
〃	〃 浦川原区飯室938番地	舟波 弘
〃	〃 大潟区米倉新田91番地	藤山 作次

就任年月日 令和6年9月22日

## 2 退任

理事	上越市頸城区上増田300番地 1	辻 勉 (理事長)
〃	〃 頸城区北四ッ屋37番地	西條 裕之
〃	〃 頸城区市村998番地 1	村田 郁男
〃	〃 頸城区榎井557番地	草間 和幸
〃	〃 頸城区舟津413番地	太田 勝美
〃	〃 頸城区大谷内239番地	松本 祐一
〃	〃 頸城区東俣96番地	岡村 幸春
〃	〃 頸城区中城32番地	大瀧 勇
〃	〃 頸城区花ヶ崎1597番地	新保 義昭
〃	〃 頸城区森本1691番地	細井 雅義
〃	〃 頸城区大蒲生田254番地	金澤 廣一
監事	〃 頸城区大谷内1496番地	太田 勇
〃	〃 頸城区上池田 3 番地	早川 寿男
〃	〃 浦川原区飯室748番地	猪良 清一
〃	〃 大潟区米倉新田91番地	藤山 作次

退任年月日 令和6年9月21日

## ◎新潟県告示第1103号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県新潟地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年10月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和6年10月7日から令和7年3月14日まで
- 3 作業地域 新潟市西区 大潟 地内

## 公 告

## 家畜商講習会の開催について（公告）

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和6年10月8日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 講習会の日時及び場所

## (1) 日時

令和6年12月5日及び6日 午前9時から午後5時まで

## (2) 場所

新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館別館 第1研修室

## 2 講習の内容及び時間

## (1) 家畜の取引に関する法令 4時間

## (2) 家畜の品種及び特徴 4時間

## (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

ただし、獣医師の免許を有している者は(2)及び(3)を、家畜人工授精師の免許を有している者は(2)及び(3)の家畜の悪癖、機能障害の受講を、本人の希望があれば免除する。

## 3 受講手続

新潟県電子申請システムにおいて、令和6年10月8日（火）から11月8日（金）までの期間に、申し込みを行うこと。家畜商講習会受講申込書（様式第1号）は電子申請の際に添付し、申込書受理後、受講手数料3,400円を電子納付すること。電子納付が難しい場合や郵送・持参での提出を希望する場合は、新潟県農林水産部食品・流通課市場係（電話025-280-5304）に問い合わせること。

なお、獣医師免許又は家畜人工授精師免許を有し、講習の特例措置を受けようとする者は、その免許証の写しを添えた講習の特例措置適用申請書を提出すること。

## 4 受講資格

家畜の取引の業務に従事しようとする者

## 5 その他

## (1) 受講者は、講習会当日に次のものを持参すること。

・筆記用具及びノート

・講習会テキスト（株）ぎょうせい発行の「家畜取引の知識 改訂版」（価格3,740円（消費税込み））

なお、希望者にはテキストをあっせんする。

## (2) 詳細については新潟県ホームページで公開するほか、新潟県農林水産部食品・流通課市場係（電話025-280-5304）に問い合わせること。

## 特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年10月8日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 調達件名及び数量

新発田市豚熱防疫作業補助業務委託 一式

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県農林水産部畜産課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

## 3 随意契約の相手方を決定した日

令和6年8月14日

## 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社阪急交通社

大阪府大阪市北区梅田二丁目5番25号

## 5 契約価格

36,142,302円

6 契約決定方式

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定による。

---

**特定調達契約の契約者等について（公告）**

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年10月8日

新潟県知事 花角 英世

1 調達件名及び数量

新潟県共同利用型電子入札システムのサービス提供

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県土木部監理課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 調達方法

購入等

4 契約方式

随意契約

5 契約日

令和6年7月31日

6 契約者の氏名及び住所

富士通Japan株式会社新潟公共ビジネス部

新潟県新潟市中央区万代4丁目4-27

7 契約価格

743,589,000円

8 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

---

**説明会・公聴会の開催について（公告）**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、新潟都市計画道路の変更（新潟県決定）の素案について、次のとおり説明会・公聴会を開催する。

令和6年10月8日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 素案の概要

別紙「新潟都市計画道路の変更（新潟県決定）総括図」のとおり。

2 説明会

(1) 説明会の日時

令和6年10月8日（火）午後7時から

(2) 説明会の開催場所

新発田市生涯学習センター 講堂（新発田市中央町5丁目8番47号）

3 公聴会

(1) 公聴会の日時

令和6年11月7日（木）午後1時30分から

(2) 公聴会の開催場所

新発田市健康長寿アクティブ交流センター 屋内広場（新発田市中央町3丁目13-3）

(3) 素案の縦覧

新潟県新発田地域振興局地域整備部計画調整課、新発田市地域整備課において、令和6年10月8日（火）

から令和6年10月18日(金)まで縦覧に供する。

(4) 公聴会に出席して意見を述べることができる者

新発田市の住民及び利害関係人

(5) 公述申出の方法

変更の素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。

(6) 公述申出期限

令和6年10月18日(金)(当日消印有効)

(7) 公述申出先

① 新潟県新発田市豊町3丁目3-2(〒957-0016)

新潟県新発田地域振興局地域整備部計画調整課

電話 0254-26-9653

② 新発田市中心部5丁目2番13号(〒957-0053)

新発田市役所(地域整備庁舎)地域整備課

電話 0254-26-3556

(8) 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。なお、公述申出が多数の場合は、意見の要旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公述人(最大10名)を決定する。

(9) 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

(10) 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

なお、会場への入室は、午後1時から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の40名になり次第終了する。

(11) 公聴会の中止

公述の申出が無い場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

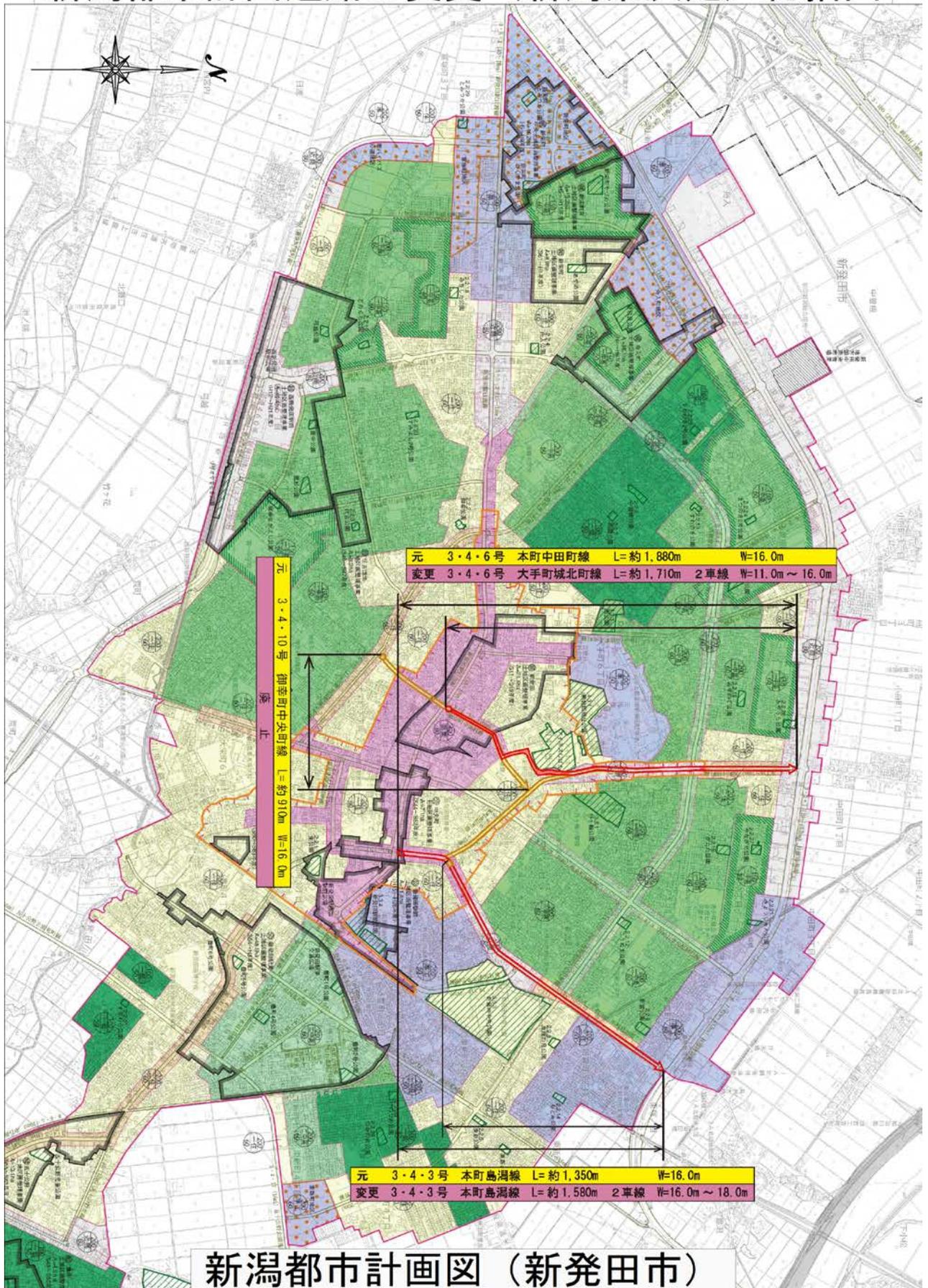
4 問合せ先

新潟市中心部新光町4番地1(〒950-8570)

新潟県土木部都市局都市政策課

電話 025-280-5429

# 新潟都市計画道路の変更（新潟県決定）総括図



新潟都市計画図（新発田市）